

山梨県OECM登録支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内における Other Effective area based Conservation Measures (自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域。以下「OECM」という。)の登録を促進するため、登録に必要な計画策定を支援する有識者の招聘等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、山梨県内を活動の区域として、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和6年法律第18号。以下「法」という。)第9条第1項に基づく増進活動実施計画の認定を申請するため、環境省が実施する「有識者マッチング制度」を活用する者とする。

なお、法の施行より前に認定を受けた自然共生サイト(「自然共生サイト」認定実施要領(令和5年3月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定)第2条で定義されているものをいう。)のみを活動の区域とする者は除くものとする。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げる区分、補助対象経費及び補助率とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、別表の各項

目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、前条の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、前条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、精算払とする。

（書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第6号様式によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。

別表

補助対象経費		補助率	その他
有識者マッチング制度の活用に伴う有識者の招聘等に要する経費	謝金（相談や現地確認に係る有識者への謝金）	当該経費のうち、10/10以内とする。	1案件当たり6回までの招聘等を補助の対象とし、1回当たり3万円を補助金額の上限とする。
	旅費（有識者の交通費、宿泊費）		